35　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の十九第２２(1)の表及び同様式第２５の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

36　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の二十第２２(1)記載上の注意1(5)及び同様式第２２(2)記載上の注意1(5)の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（保険業法第二百七十二条の十六第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第三十九項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

37　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の二十第２２(1)記載上の注意1(2)⑥及び同様式第２２(2)記載上の注意1(2)⑥並びに同様式第２３(1)記載上の注意1、同様式第２３(3)記載上の注意1、同様式第２３(4)記載上の注意1及び同様式第２３(6)記載上の注意1の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

38　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の二十第２２(1)記載上の注意1(3)及び同様式第２２(2)記載上の注意1(3)の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

39　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の二十第２２(1)の表及び同様式第２５の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

40　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の二十四第２２(2)記載上の注意2(4)の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書（保険業法二百七十二条の四十第一項において準用する第二百七十一条の二十四第一項の規定による中間業務報告書をいう。以下この項から第四十二項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

41　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の二十四第２２(2)記載上の注意2(2)⑬並びに同様式第２３(2)記載上の注意1及び同様式第２３(5)記載上の注意1の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る中間業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

42　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の二十四第２２(1)の表及び同様式第２２(2)の表並びに同様式第２５の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る中間業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る中間業務報告書については、なお従前の例による。

43　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の二十五第２２(2)記載上の注意2(5)の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（保険業法二百七十二条の四十第一項において準用する第二百七十一条の二十四第一項の規定による業務報告書をいう。以下この項から第四十六項までにおいて同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

44　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の二十五第２２(2)記載上の注意2(2)⑬並びに同様式第２３(2)記載上の注意1及び同様式第２３(5)記載上の注意1の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

45　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の二十五第２２(2)記載上の注意2(3)の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書については、新保険業法施行規則の規定を適用することができる。

46　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の二十五第２２(1)の表及び同様式第２２(2)の表並びに同様式第２５の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

（信託業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条　第八条の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式第十号２(1)の表及び同様式２(3)の表並びに別紙様式第十号の二２(1)の表及び同様式２(3)の表の規定は、施行日以後に終了する事業年度（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三十二条に規定する事業年度をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了する事業年度に係る事業報告書（信託業法第三十三条の規定による事業報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、なお従前の例による。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　第九条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十二号、第十三号、第十五号及び第十七号の四の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

（銀行法施行規則等の一部改正）

第十一条　銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和二年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表改正前欄及び改正後欄の銀行法施行規則別紙様式第三号第２記載上の注意1中「(10)」を「(11)」に改め、第一条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第四号第２記載上の注意1中「(8)」を「(9)」に改め、第一条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第五号の二第２記載上の注意1中「(7)」を「(8)」に改め、第一条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第六号の三第１の貸借対照表記載上の注意1中「(10)」を「(11)」に改め、第一条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第七号の三第１の貸借対照表記載上の注意1中「(8)」を「(9)」に改め、第一条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第八号の二第１の連結貸借対照表記載上の注意2中「(7)」を「(8)」に改め、第一条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第十三号の二第１の連結貸借対照表記載上の注意1中「(7)」を「(8)」に改め、第一条の表改正前欄及び改正後欄の同令別紙様式第十二号第２２記載上の注意1中「(7)」を「(8)」に改める。